

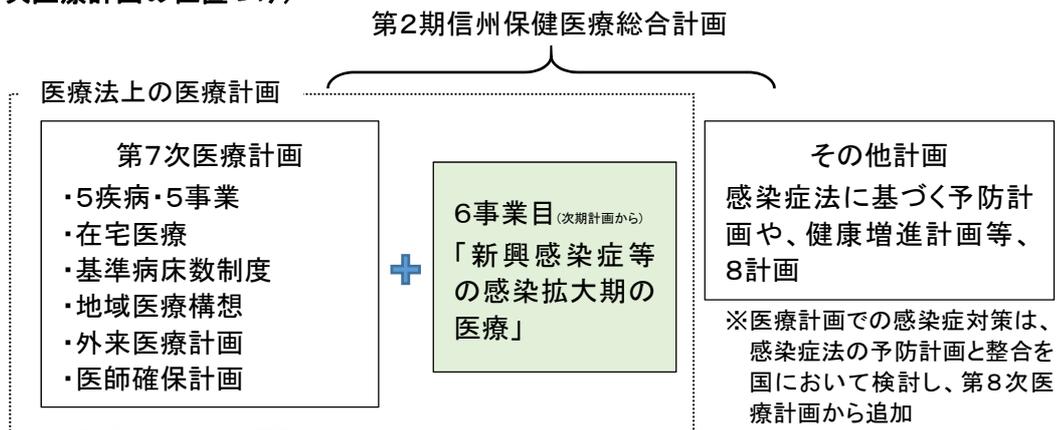
## 【協議事項】今後の医療計画制度について（中間見直し、新興感染症の追加）

医療政策課

## 1 現 状

- 本県においては、現行の第7次医療計画を第2期信州保健医療総合計画の一部として、平成30年度に策定し推進しているところ。（下記、概念図参照）
- 第7次医療計画から、医療計画制度は5年から6年計画（2018年～2023年）となり、中間年（2020年度）には在宅医療等の内容について、必要に応じ見直しをすることができるが、コロナ禍にあって見直しの対応が困難
- また、「医療計画の見直し等に関する検討会」（令和2年12月15日付け厚生労働省検討会）において、医療計画制度に6事業目として、「新興感染症等の感染拡大期に関する医療」を第8次医療計画から追加する方針が決定
- この方針は、医療法の改正が必要であることから、改正法案が令和3年2月2日付けで閣議決定され、今通常国会で法案審議予定

## (第7次医療計画の位置づけ)



## (今後のスケジュール)

2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度～ (R7～)
第7次医療計画（2018年～2023年）			第8次医療計画（2024年～2029年）	
	第8次計画策定作業			

## 2 本県の対応（案）

- 新型コロナウイルス感染症に対する医療等提供体制の確保・充実に図りつつ、第8次医療計画の策定作業は2022年度後半から開始予定であることから、現行計画の見直しは、次期計画の策定に合わせて実施する。
- なお、令和2年度に実施した第8期介護保険事業（支援）計画の策定や、令和3年度に行う循環器計画の策定など個別に対応予定の項目については、医療審議会に報告を行いながら、現行計画の推進を図る。

(参考1)新型コロナウイルス感染症に対する医療等提供体制について

- 「検査体制の確保」「中等症、重症者の受入病床の確保」「軽症者・無症状者の宿泊療養体制の確保」及び「ワクチン接種体制の確保」を順次行ってきたところ。
- 令和3年度以降も、これらの体制の維持・充実に引き続き実施

(新型コロナウイルス感染症に対する医療等提供体制)

検査体制

(外来・検査センター: 県内 14 病院)

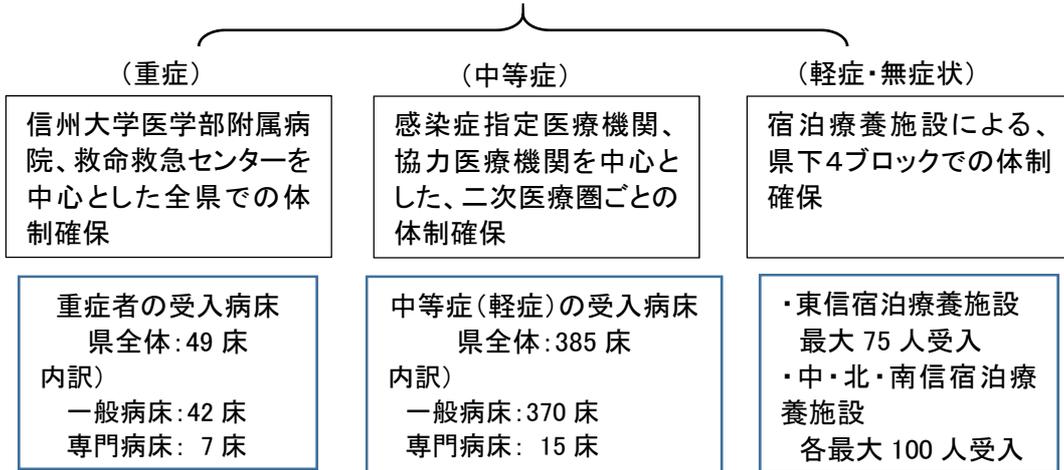
(診療検査医療機関: 県内 575 機関)

11 の感染症指定医療機関の他、外来・検査を担う、基幹病院において、疑い患者等の診察、検体採取及び検査を実施

各地域の診療所等を中心に、医療機関の機能に応じて、疑い患者等の診察、検体採取、検査の何れか又は全てを実施

感染者の受入体制

感染者の受入病床 434 床、宿泊療養施設 375 人の体制を確保

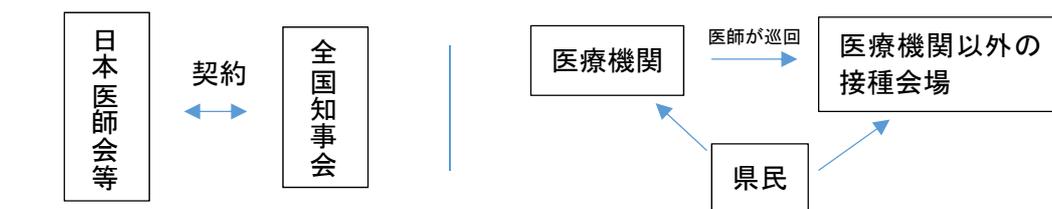


※専門病床: 小児・周産期、精神、透析等の特定領域の基礎疾患等を有する感染者を受入れる病床

退院、退所自宅療養者に対しては、各保健所において、健康観察等のフォローアップ体制を構築

ワクチン接種体制

集合契約方式により、どの地域においても県民がワクチンを接種できる体制を確保



各医療機関、各地方自治体がワクチン接種に係る事項を委任し、契約を締結することで、どこでもワクチン接種が可能

地域ごとに医療機関又は保健センター等の医療機関以外の場所でワクチン接種会場を確保

(参考2)第8期介護保険事業計画(長野県高齢者プラン)について

- 医療計画制度における在宅医療の提供体制の確保と、総合的な推進が求められている、介護保険制度における介護保険事業(支援)計画制度については、令和2年度に次期計画の策定を行っているところ。
- 次期計画の記載事項のうち、在宅医療と介護サービスの連携に係る、具体的な方策は次のとおり。

※第8期介護保険事業(支援)計画案(県高齢者プラン)抜粋

第4章 医療と介護が一体となった在宅療養の推進

章の目標	住み慣れた地域で人生の最終段階まで安心して暮らせるためには、医療と介護の連携が重要です。関係職種が切れ目なく支援できる在宅療養支援体制の整備と、在宅医療・介護専門職の資質向上を強化しながら、多職種連携による有機的なサービス提供を推進します。
------	--

(具体的な取組)

(1)在宅医療・介護サービスの充実

- ・在宅医療・介護サービスの提供体制を分析し、体制整備に必要な支援を実施
- ・地域の介護サービス事業所が連携して、高齢者を24時間ケアできる体制の構築
- ・医療及び介護サービスの提供者が連携した退院支援の実施
- ・在宅歯科診療や訪問薬剤指導などの多職種連携の推進

(2)地域における医療と介護の連携の強化

- ・医療・介護連携に係る好事例の紹介や各地域における取組の進捗状況の市町村に対する情報提供
- ・保健福祉事務所ごと定期的な入退院調整ルールの実用検討会を開催

(3)人生の最終段階におけるケアの充実と看取りの支援

- ・ターミナルケアや看取りの24時間体制の構築
- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等における、看取り等のための個室の整備
- ・かかりつけ医や嘱託医の看取りへの支援における課題の把握

(参考3)いわゆる「循環器計画について」

- 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号）により、国が策定する「循環器対策推進基本計画」に基づき、県は「長野県循環器対策推進計画（仮称）」を医療計画と整合をもって策定することが求められる。
- 本県における本計画の策定は、保健・疾病対策課において、令和3年度に実施予定

※令和2年10月29日付け厚生労働省通知概要(都道府県循環器対策推進計画策定指針)

1 目指すべき方向性

2040年までに3年以上の健康寿命の延伸、年齢調整死亡率の減少を目指し、医療だけでなく、予防及び福祉サービスまでの幅広い循環器対策を総合的に推進する。

2 個別施策

(1) 基盤の整備

循環器病に関する、診療情報の収集・活用を図る基盤を国において構築

(2) 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発

循環器病の発症予防及び重症化予防、子どもの頃からの国民への循環器病に関する知識 予防や発症早期の対応等 の普及啓発

(3) 保健・医療及び福祉サービスに係る提供体制の充実

- ・特定健康診断、特定保健指導の普及・実施率向上
- ・救急搬送体制の整備
- ・救急・急性期医療体制・リハビリテーション体制の確保
- ・緩和ケア、後遺症を有する者への支援 等